

第四十回 参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和三十七年三月二十二日(木曜日)
午前十一時開会

委員の異動
本日委員大谷藤之助君及び松村秀逸君
辞任につき、その補欠として山本杉君
及び勝俣裕君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長	河野 謙三君
理事	石原幹市郎君 鶴岡 哲夫君 山本伊三郎君
委員	上原 正吉君 勝俣 裕君 木村篤太郎君 下村 定君 山本 杉君 中野 文門君 高瀬莊太郎君
國務大臣	植木庚子郎君
法務大臣	中村 梅吉君
建設大臣	津田 実君
政府委員	法務大臣官房 司法制度調査部長 関 之君 公安調査庁次長 鬼丸 勝之君
事務局側	常任委員 伊藤 清君 会専門員 西尾善吉郎君
説明員	法務大臣官房 人事課付検事

第一部 内閣委員会會議録第十三号 昭和三十七年三月二十二日【参議院】

法務省民事
局第一課長 池川 良正君
法務省矯正
局参事官 福井 徹君
大蔵省主計
局主計官 赤羽 桂君
建設省道
路局次長 高田 賢造君

本日の會議に付した案件
○建設省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
○法務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより内閣
委員会を開会いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律
案を議題とし、前回に続いて質疑を行
ないます。

政府側からは中村建設大臣、鬼丸官
房長、説明員として川島文書課長、高
田道路局次長がお見えになっておりま
す。御質疑のおありの方は、順次御発
言をお願いします。

○山本伊三郎君 この間も道路の問題
を聞いて、大臣から大體概括的なお話
を聞いたのですが、きょうは道路関係
の方がお見えになっておりますので、
私は非常にこれに関心を持っております。
予算委員会でも時間もなく、道路整
備五カ年計画で相当いろいろと勉強し
ておりますが、特に三十七年度道路整
備計画で一級、二級の国道についての
計画を聞いておるのですが、地方道に
ついて何か具体的にどういうことがあ

るか、大臣は大概検討中だということ
を聞いておるのです。その点ちょっと
聞かしていただきたい。

○説明員(高田賢造君) 地方道の三十
七年度におきます予算の概括的なこと
を申し上げますと、前年度に比べまし
て、前年度を一〇〇としたとしますと、
一三、一割三分の増になっております。
す。地方道の事業の内容につきましては
は、御承知のように、主として改良、
改築あるいは局部改良、そういうふう
に分けてまして、あるいは橋梁と事業の
内容を従来いろいろ区分をいたしてお
ります。それに分けてまして、もっぱら
主として助成、地方公共団体に対する
補助工事という格好で仕事をいたして
おります。特に三十七年度におきまし
ては、前の年からの継続事業といたし
てオリビック関係の道路の建設、そ
れから首都圏の関係の道路の建設、そ
れからまた、特定地域の総合開発、国
土総合開発に関係いたしますその法に
基づきまして指定されております特定
地域でございます。それらにも重点的
に助成をして、それからまた、そのほ
か未開発地域につきましてもそれぞれ
要望がございますので、それらの中で
重要なものにつきましては急速に仕事
を進めて参りたい、こういう考えを
持っております。また、最近道路交通
の混雑の緩和の見地から、踏切道の改
良促進というふうな見地からかなり重
点的に事故の多い所につきましてはこ
れを実施することといたしております。
また、事業の内容によりまして
は、局部的に、先ほど一言申し上げま

したが、局部的にわずかの金を投じて
効果の上がるような箇所につきまして
も、そういう所を選びまして、もっぱ
ら交通の確保という見地からこれを実
施する、こういうことをいたしておる
次第でございます。

○山本伊三郎君 大體その補助関係の
やつはわかったのですが、現在府県で
管理している地方道ですか、単独事業
でやっておるのが現実に非常に格差が
あるのです。もちろん今のところでは
直轄道路でないのだから、建設省の
責任でないと言え責任でないのです
が、この点建設省はいわゆる道路管理
という立場からどういうお考えです
か。これはおのおのの県の財政状態に
よって違うのですが、それはよく承知
しているのですが、一つの県から県へ
渡ると全く道路の実情が違うというよ
うな実情で、交通上からいっても非常
に支障があると思えます。この点は建
設省としてどういう考えですか。これ
はそこまであなたに権限がないのだか
ら、別にそういう意味の立場でなくし
て、道路行政の上から見てどう思っ
ておられるか、その点ちょっとお聞き
たいと思えます。

○説明員(高田賢造君) ただいまお話
のごとく、地方道につきましては国の
助成以外に単独事業というものがござ
いますので、単独事業は直接には建設
省が一タタチをいたしております。ま
た、ただ昨年の十月二十六日にきまり
ました道路整備五カ年計画というもの
がございまして、それにおきましては
五カ年間で三千五百億程度を予定いた

しております。総額がほそいうものの
を見込んでおりました、これにつきま
しては財源の措置がございますわけで
ございまして、自治省のほうでその種
の単独事業につきましては財源措置を
講じているわけでございます。その講
じます際に、道路の側といたしまし
て、私どもの持っております資料をも
出して、その総額の決定あるいは
地方の各都道府県に配分します財源の
作定にあたりまして参考にしてみら
うようにいたしております。また、私ども
の統計上も各府県がどの程度単独事業
をやっておりますかについても十分私
どもとしては注意を払っておるつもり
でございます。

なお、お話のごとく、国道等につ
きましては、私どもも相当直接タタチで
ございまして、各県の間にそれぞれ多少
の違いがあるわけでございます。また、
ことに地方道の長さというものが非常
に距離の延長が多ございまして、そ
れに對しましてのごとく十全の措置
を講ずるといふことはなかなか困難で
ございまして、勢い重点的にやる。
直接の補助工事等もそういう見地から
いたしておりますが、建設省といたし
ましては十分心がけて参りたいと思っ
ております。

○山本伊三郎君 もう一問だけ、これ
は大臣にちょっと聞いておきたいので
すが、これは大臣は交通関係の關係の
一員であられますが、地方へ行きます
と、バス路線ですね、これが今言ってい

るように、いい道路だけが路線になっておられない。ずいぶん無理なところを通っているのですね。こういうところには非常に事故が起こりやすいと思うのですが、あのバス路線の認可は運輸省がやっておる。道路の管理は建設省並びに地方の長がやっていると関係で、非常に地方へ行って市長なんかにあうと、実際無理だ、無理だけれども、住民の希望で通しているのだ、こういうことで非常にわれわれ地方を回りましてもこういう所にバスを通すのは非常に無理じゃないかと思つても、そういうことで所管庁が違ふのでこういうものを通す、こういう実情があるのですが、道路管理の責任者としてその点どうですかね。あまり無理な所には少々迂回してでもバス路線というのは交通安全の意味からいって考えなくちゃならぬと思うのです。この点どういうお考えですか。ちょっとそれだけ聞かしていただきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 路線バスの認可は運輸省でいたしておりますが、これを認可いたしますときには、一応道路管理者のほうへ、国道なら国のほうへ、あるいは地方道であります場合にはその都道府県、市町村等に照会がございまして、その意見を徴してやっておるわけでございます。確かに御指摘のように、無理な所に路線バスの許可が行なわれておるといふことは現実の事実でございまして、これらはその地方の地域的な状況にかんがみまして、地方住民がぜひバスを通してほしいという強い要望等から運輸省のほうでも許可をしておる面があると思ひますが、これにつきましては、私もこの道路整備の立場からいいますと、

できるだけ必要欠くべからざるところで、局部的な改修あるいは道路を整備することによってバス路線として適当になるような所は重点的に道路の整備にも力を入れていくという方針はとおるわけでございます。ただ、しかしながら、先般車両制限令を施行いたしまして、たとえば往復の場合などはどういふ範囲という工合に、車両の大きさに従ひまして通行すべき路線を幅員できまして、車両制限令を施行いたしましたような次第で、今後運輸省と協調いたしましてだんだんと調整をしていきたい、こう思つておる段階でございます。

○山本伊三郎君 これもまあ建設関係ではないのですが、交通関係になりまして、実は岐阜を視察したときですが、岐阜は御存じのように、市営バスとそれから私のバスがあるのですが、名鉄が大体やっておる。どうも聞きまして、住民の要望ということもこれはまああると思うのですが、会社側のバス路線であれば認可が非常にやりやすい。市営バスのほうはだめだということとで、自分のところの管理しておる道路を自分のところのバスは行かないで、それで会社のバスが行くという、そういう認可の仕方をしてる。これはは当事者は非常に不満を持っております。どうも私考えると、何となくか、すっきりとした理解のできない点もあるのです。これは別に確たる客弁はいたしたくないのですが、交通関係の關係でいろいろ話が出ると思ひますが、そういう点もひとつ頭に置いていただきたいと思います。非常にそういう会社の庄力と申しますか、どう

も公営企業でやっておるよりも私營でやっておるほうが優先的に認可しておるといふ例があるのです。そういう点も、交通の問題と別かもしれせんが、そういうところで無理に、市のほうではどうもこういうところはと思つてもそこが認可されておることが事実あるのです。この点もひとつ、建設大臣はそういう点は御存じないと思ひますが、今後交通問題が出た場合にはそういう点もあわせて考えていただきたいと思います。

○鶴岡哲夫君 前回建設省の定員に繰り入れる問題につきまして伺つたのですが、その際、行政管理局で調査をしまして四千七百九十一名を定員に繰り入れる。残った問題につきましては、各省共済方式で善処すべきじゃないかと、いろいろ考え方があつたけれども、建設省としてはもつとそういう問題はあとで根本的に検討したい、こういうこととでありました。したがって、今ここでどういふふうな検討してどういふふうな処置をされるかという点について問題にしてもいいように思ひます。すけれども、しかし、いざこれの問題は定員全般にわたつて行政管理局長、内閣委員会においていたしまして、建設省の問題、それから文部省の定員繰り入れの問題、あるいは農林省の問題等々、問題が残つておりますので、その際にひとつ建設省からもおいでいただいて議論をいたしたいと思ひますが、なお、今どういふふうな検討されるのか、そういう方向がございましたら、今の機会にもひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は常勤的非常勤職員等の定員化につきまして

は、私も今日まで努力をして参りまして、ようやく行政管理局、大蔵省方面の理解を得て実態調査を昨年いたしました結果、本年も大量定員化が実現することになったのであります。そこで困りますのは、この役所の直接の業務に關係のない厚生福利施設等に働いておる人たちはどうしてもその定員化は認めないという行政管理局等の方針でございまして、これらの若干定員化が今回の際に残されておるわけでございます。これをどう処理するかというところにつきましては、他の省との關係もございまして、共済の制度もありまして、大体厚生福利施設關係といふのは共済關係の業務といふ業務でございまして、これらとの結びつきをどうするか、さらにそれ以外にもつと適当な解決方法があるか、こういうことにつきましては、われわれといたしましては、急速に研究検討をして参りたい、こう思つておるわけでございます。私としましては、さああたりこの方法で解決できるという実はまだどの管の官房長はいろいろ他の省の動きも見ておりますので、さうし、事情を知つておると思ひますから、なおそれ以上の点につきましては官房長からお答えすることにいたしたいと思ひます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 前回の委員会でお答え申し上げましたように、今回の定員化から残された厚生福利關係の職員の取り扱いにつきましては、根本的には制度の面から検討を要することとございまして、さうしたものは新年度予算におきましては、常勤職員給与という費目によりまして存置するということになっております。

○鶴岡哲夫君 これは先ほど私申しましたように、あの機会になりましたけれども、行政管理局と建設省の方々においでいただいて定員の残つておる大きい問題を問題にしなければならぬので、その機会にひとつ譲りまして、次に、前回問題にいたしました大都市再開問題懇談会、これは本委員会におきます、こういうような調査

会なり審議会なり懇談会というものについてやはり法律で設けるといふ建前から、私どもとしては、これを法律で設けないであらうに運営されるということにつきましては理解ができていくというふうに思っております。したがって、この問題について前回大臣が検討するということでございますが、きょうその検討の結果はつきりいたしますと非常にいいわけでございますけれども、その点を再度伺いするということ、それから委員の名簿をいただいたのですが、それから今度法律で設置されるところの宅地制度審議会、この委員の選任を寄附御相談のことだろうと思ひますが、委員の選任の中で私思ひますが、宅地制度はわかつていないのです、大都市再開発問題懇談会の委員の名簿はわかつておりますが、私はもとと医学関係とかあるいは美的な関係とか、そういうふうな方面をやはりもう少しお考えいただかなければならぬのではないかとこのように思ひますが、委員のメンバーを見ますと、土木、道路、建設関係と、地所を扱っております不動産関係者、それと新聞社の他の論説委員という形になっておりますが、もっとやはり宅地なりあるいは都心の再開発をやります場合は何と云つても美的な面とか衛生上の問題とか、そういう問題をもっとやはり考えていかなければならぬのではなからうかというふうに思ひますが、そういう意味の御配慮が少し欠けているように思ひます、その点について大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 実は先日申し上げましたように、私どもとしては、いろいろ大都市の現状をこのまま放置するわけに参りませんので、何とか抜本的な改善策を立てて参りたい、それは建設省自身がその責任において研究をし、成案を得べきものでございますが、ただ役所だけの視野の狭い考え方だけでなしに、広くいろいろの人の御意見を拝聴いたしまして適切な意見を、見解を立てて参りたい、こういう意味で、いわば御意見拝聴の機関としてこういう方法を実は考えたわけでございます。だんだんとこれが進行いたしましてある種の意思決定をしていただく機関に直つていただく必要の生ずるような場合に、私どもとしては、立法化の必要が生ずれば立法化をいたしまして制度化していきたいと思ひますが、さしあたりは都市問題につきましては、都市計画審議会等がございますから、こういう結論が出れば、成規のこれらの機関にかけて処理を進めたい。もしその処理した場合には、新しい機関を必要とする状態であれば別途考慮をいたしたいと思ひます。おるような次第でございます。

○委員(河野謙三君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日大谷藤之助君が辞任され、山本杉君が選任されました。

○國務大臣(中村梅吉君) 実はこの懇談会を開きますにあたりまして、大谷の考え方をとしまして五、六項目懇談を願う中心の題目をわれわれは抽出をいたしましたわけでございます。これはい

ずれもこのお集まり願う方々に意見を求めるのに、全然目標なしで意見を求めるというのでもどうかと思ひまして数項目の抽出をいたしましたわけでございますが、これに限ったことじゃなしに、思ひつかれたこと、平素その関係者のお集まりになる方々、考えておられる方々にひとつ忌憚なく述べていただき、われわれの参考にさせていただきます。たいと、こう思つておるわけでございます。私実は、けさつい全部の新聞を見ませんでしたので、その記事を読みまして、新聞がそういうふうな報道しておるとすれば、それは誤りでございまして、決して、われわれが数項目抽出したきまつた問題について、御決定をいただくとか、御決議をいただくとかいう趣旨のものではないのであります。とにかく、さしあたりは、広く、こういう方面に関心をもち、知識を持つておられる方々と思われ人々たちにお集まりをいただいて、貴重な意見を述べていただき、われわれの参考にさせていただきます。こう思つておるのが現在の段階でございます。だんだんこれをしほつて参りまして、具體的な意見がだんだん懇談会の中で固まつてきまして、これを行政的に処置する段階におきましては、御指摘のよう、法制化しなければならぬ場合も出てくると思ひますから、その際には、ぜひ、われわれもそういう方向のことを立案いたしましたら、ぜひ国会にもお諮りをいたしましたら、御審議をいただかようにいたします。こう思つておるわけでございます。さしあたり懇談会として意見を拝聴する段階におきましては、予算編成段階においても立法化を他の関係当局にも折衝いたして

おりませんので、ここでどうもすくなくそういう方法をとりましますということを申し上げかねるわけでございますが、非常に大事な点の貴重な御指摘をいたしまして、われわれ研究をして参りたいと、ただいまこう思つております。

○山本伊三郎君 今、都市建設懇談会ですが、これについて実はいろいろと党でも問題があるのです。これは党の問題というよりも、内閣委員会でもいふんこの問題を取り上げておりました、若干でも予算の伴うものについては法制化するということは、これは建前であらうかと思ひます。各省でやはりこういう問題がいろいろ出てくるので、この問題は閣内からこの前からは指摘をしておりますが、大臣は、今後その情勢の推移によつては法制化する、こういうことをはっきり言われておりますが、大体そういうところがまた運用もしやすいと思ひます。したがって、そういう点をもう一ぺん御説明願つて、この問題は大臣の答弁を信じてわれわれは了解したいと思ひます。もう一回その点はひとつ、執拗でございますが、繰り返して決意を……。

○國務大臣(中村梅吉君) さしあたりこういつたような方法によりまして、知識のある方々の御意見を拝聴してわれわれの参考にして参りたいと思ひますが御指摘の点もございしますし、われわれとしましては三十八年度の予算編成前には、ひとつ、御指摘の点を十分研究しまして、制度化することがあるいはいいということになるかもしませんが、それまでにひとつ結論をしほるようになつたと思ひます。

○鶴岡哲夫君 今の問題につきまして、ひとつ重ねて、すみやかな機会に善処されますように御要望申し上げておきたいと思ひます。かりに意見を拝聴する、知恵を拝借するというようなものでありまして、何せ非常にたくさんの方が集まってやっておられますし、過去、労働問題懇談会にいたしましても、あるいは外交問題懇談会にいたしましても、本委員会では問題になった経緯がありますので、ひとつすみやかな善処を要望いたしておきます。

次にもう一つ、これも前の委員会のときに問題といたしましたのが、砂防法の問題につきまして、過去長い間、五、六十年にわたります経過からいって、問題がある、建設省と農林省との関係として問題があるという点についてここで議論をいたしまして、建設大臣からの答弁もあつたのでありますが、私全然知らなかつたのでありますけれども、その当日の閣議において河野農林大臣が、農林省の治山関係につきまして建設省のほうに一元化したほうがいいじゃないかというふうな発言をなさつたかのごとき報道が行なわれておるわけですね、これは閣議でそういうふうな御発言になつたのか、あるいは閣議が終わつたあとの記者会見においてそういう御発言をなさつたのかよくわからないわけなのですが、いずれにしても、この問題は河野農林大臣の問題ですから、農林大臣とやらなければならぬと思ひますが、経過からいいますと、たまたま私質問をいたしまして、建設大臣のああいふ答弁があつたのだけれども、大臣が答弁なさるときにはすでに閣議でそういう話があつたように拝見するのです

ね。そこで、一体閣議ではどういうことになつてゐるのかということ、どういふようにされるのかということ、伺いたいと思ふのです。それいかんによつては一家言を持っておりますからやらなければならぬ。まあしかし、これは河野さんの問題ですから……私はここで伺ひたいのは、閣議においてどういふようなことになつておるのかということですね。それと、建設大臣の御見解、これを承りたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 私は、知つておる範囲のことを率直に申し上げますが、閣議の席上におきましては、御承知のとおり、最近行政管理局の所管で行政調査会が発足いたしてあります。そこで、いろいろ所管問題等が出ますときには、この行政調査会とひとつ川島長官から努力してもらつて出してもらいたいという意見がぼつぼつ出しておるわけですが、そのとき閣議の席上では、農林大臣から、農林省に閣議したことで国会に出ていろいろ議論の対象になる問題が二、三ある、それは、一つは牛乳関係の農林省と厚生省の関係である、もう一つは港湾関係で、漁港と運輸省の所管する港湾との関係、それともう一つは、建設省の砂防と農林省の山腹砂防の砂防の問題、こういうことが国会で議論をされておる、自分としてもこれはどういふふうなことをいふのがいいのかは、考えがまぎまぎしているわけでもないが、行政調査会である行政機構を審議されるようだからぜひこういう問題は行政調査会で、国会に出るといろいろ議論されるので自分たちも困るから、十分検討をしてやつてもらつてほしい

という趣旨の御発言があつたように記憶いたしております。別段その席でどうしようという話はだれからも発言がございせんし、決定的な話はございせんが、問題として研究をするようになつてゐると思ひました。私どもとしては、先般も申し上げましたように、確かに治山は治山としての使命でございますし、河川及び溪流としての砂防のほうは災害防止その他の面から一つの建設省のになつておる使命がございします。ただ、その分かれ目が確かにむづかしいことは、決して切り離れたものではなくて、つながつた水流なり溪流なり山腹なりに関係したことでございしますから、区分が非常にむづかしいことは事実でございますが、幸いこの点は両省間におきまして近時決定、申し合せがございまして、閣議よりも年月がたつております。その間に調整がはかられて、それぞれ分担がまぎまぎしておりますが、現在ではそれほど両省間に権限上、あるいは場所なり、事業の施行上、なつて争ひもないのであります。よそから見れば建設省のやつたところはこんなふうである、農林省がやつたところはこんなである、そこがごうごうではないかと、若干批判の余地はあるかと思ひますが、両省間では大体なだらかに進行しております。今後遺憾のないようにやつていきたい、こう思つておるのが私どもの現在の考え方でございます。行政調査会等で研究をされました結果、こういう問題についてどういふ意見が出るかは、それは別でございしますが、私どもとしては今申し上げた

ような考え方に立つておるわけでございます。

○石原幹市郎君 ただいま鶴岡君から、農林省、建設省にわたる砂防関係の一元化の問題について発言があつたのでありますが、私もちょうどあの閣議後の新聞を拝見しまして、新聞によりますと、もう少し積極的に、農林大臣は、この砂防関係とそれから港湾関係はそれぞれの主管省——砂防は建設省、港湾は、漁港、港湾を通じて運輸省、それから乳肉衛生関係のような事はむしろ農林省、こういうふうにはつきり出ておつたのでありますが、今建設大臣のお話からはそういう点もなかつたようですけれども、あれは一方的の記者会見の発言ですかどうですか、もう一度ひとつ。

○国務大臣(中村梅吉君) 私の承知いたしておりましたのはその範囲でございます。ただ牛乳につきましては、農林大臣は相当強くうちのほうの所管にこれを移してもらいたい、厚生大臣、どうかね、研究してくれ、こういう程度の、まあ突っ込んだといひますか、この程度の話まではありました。が、別段それに対して、よからうとも、それは悪からうとも、だれからも発言がありませんし、農林大臣からもそれ以上の御発言はなかつたように記憶いたしております。

○石原幹市郎君 鶴岡委員はどういう立場から発言があつたかわかりませんが、私は、昔から砂防関係は農林、建設両省にわたつて非常に権限争ひがあり、一応現在のところは先ほど建設大臣が言われておるような線で両省が表面的には円滑にいつてゐるようでありま

まあ植林とかその他の山の保全の問題は別として、溪流砂防の点についてまだ若干農林省と建設省のなにかあるのじゃないかと私は思ひます。でたまたま農林大臣からそういう発言があつたとすれば、絶好の機会ではないかと思ふのでありますが、農林大臣と建設大臣の関係からいって、絶好の機会じゃないかと思ふのでありますが、こういう際にやはり建設大臣として思い切つて検討を進めていただきたいと私は希望するわけであります。

それからさらに進んで、海岸保全、これは論じ尽くされておる議論であります。が、干拓堤防、先年、伊勢湾台風のあつたときの体験等から見ましても、こういう問題も行政調査会あたりでさらに掘り下げて検討してもらつべきじゃないかと思つておられますけれども、この点について建設大臣としての信念、信念というか、考え方をもう一回聞いておきたい。特に私は先ほど申し上げましたような希望を強く申し上げておきます。

○国務大臣(中村梅吉君) 確かに今建設、農林両省間に、砂防関係について円満に進行はいたしておりますが、研究すべき課題であることは間違いないと私は思ひます。ただこれも御承知のとおり、かりに農林大臣なり建設を担当しております私なりがどう考えましても、それそれなかなか歴史ある事務当局がおりますので、割り切ることは非常にむづかしいと思ひますが、非常に重要な研究課題であることは間違いないと思ひますので、検討をいたして参りたいと思ひます。

さらに海岸堤防につきましては、確かに三省にわたつておりました、港

に関係したところは運輸省、それから

受けている。聞くところによれば、国

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

をいたしまして、

○石原幹市郎君 大体わかりました。私は、この間の新聞のようなことが事実とすれば、あの考え方は非常におもしろいと思うのです。権限はそのままにして、工事の施行だけについて、プールというか、何か一元化してしまおう。こういうようなやり方も、これは一つの方法ではないかと思えますので、そのことを申し添えてこの問題終わります。もう一点、最近非常に私は地すべりが全国的にいろいろ多いように思う。ことに大きな被害を今生じているのは、香川県と高知県の間の土讃線、これは主として国鉄でありますが、承りますと、だいぶ長い間輸送が杜絶して、海上連絡に重点を置いてある。あるいはバス連絡をやっている。高知県のいろいろな産物が大阪、関西方面に出るのに、促成野菜とかいろいろのものがたいへんな大きな被害を

それから予算も年々ふえてきているようでありますけれども、あれだけの大地震害を起こす地すべりに対して、まだ予算が非常に、数億というようなことで、貧弱きわまるように思うのであります。が、国土保全の立場、民生安定の立場から、いまだ少しく地すべり問題に対しても積極的になられたらどうか。

そのほか、全国的に確かに地すべりが最近目だつてきております。四国にいたしまして、本州の中央部にいたしまして、御承知のような中央構造線の関係で従来からあったことではございますが、どうも地すべり関係が目立ってきておりますので、われわれとしては、三十七年度も予算の増強

（政府委員 鬼丸勝之君） 地すべりが最近非常に多くなったとは考えられますのでございまして、これは昔からありましたのが、近年、山間僻地の開発が相当進んできたために、その被害が顕著になってきた。こういうふうには私どもは判断いたしております。

与える影響も非常に大きいので、宅地
制度審議会等ではそういう問題も中心
にいろいろな論議されることと思うので
あります。こういう問題も取り上
げる重点事項としてやる決意なのか、
委員の人選なんかについてもそういう
問題に適応するような委員を選びかつ
ておこうとされておるのかどうか。ま

にも地価の問題を一項目別挿入されております。これも実は私どもとしましては非常に深い関心を持っております問題でございまして、建設省としましては、今回の設置法改正によりまして宅地制度審議会を設けていただいで、ここに今われわれの手元でしほっております問題点を付議いたしましたのであります。こう思っております適切な成案を得たいと、こう思っております。

きまして、なら審議会に付議いたしました。十分討議もしていただいた上で適當な成案を得て、すみやかに地価の対策についてわれわれとしましては善処して参りたいとこう思っております。

○委員長（河野謙三君） 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「是哉、否」として答へるものあり。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（河野謙三君）御異議ないと認めます。

【賛成者挙手】
○委員長（河野謙三君） 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（河野謙三君） 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

政府側からの出席者は、津田法務省司法法制調査部長、関公安調査庁次

第一課長、辻刑事局総務課長、矢野入国管理局総務課長の方々であります。

なお、植木法務大臣は間もなく御出席の予定になっておりますので、順次御質疑のおありの方は御発言を願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記を始め

○鶴岡哲夫君 公安調査庁定員が新規に百三名ふえるわけでありますが、この問題につきまして、法務省として、当初からこの人間百三名あるいはそれに該当するような数字を、人員を増加するということで行政管理局なり大蔵省と折衝なさったのかどうか。私の聞いているところでは、法務省としては当初はこういう定員増を出して交渉をしておられなかったように承知をいたしておりますが、事務局の方で人員増という形で折衝なさったのかどうか、その点をまず伺いたいわけです。

○政府委員(関之君) お答えいたします。その点につきましては、当初から人員の増加を予算の初めからお願ひしていたのでございます。たしか最初はそれより多い四百名前後の数字でございましたが、お願いいたしましたので、事務局としましては終始一貫その実現を期した末、そういう数字に落ちついた、こういうことでございます。

○鶴岡哲夫君 私の聞いておったところではそうではないように承っております。たのめです。当初はそういうものはなくて、途中から政治的に人員増がきまってきたというふうに理解しておったものですから承ったのですが、当初から四百何名の人員増をもって行政管理局

庁なりあるいは大蔵省等との折衝を進めになっておったわけですね。

○政府委員(関之君) お尋ねのとおりでございます。当初からそういう数字、四百何名かはつきりしておりましたが、その前後の数字でございますが、新規の増として大蔵省にも行政管理局にもお願いし、終始一貫参ったのであります。

○鶴岡哲夫君 それではその問題は次回にしまして、次に定員を改正するというので、これは法務局百名ほど新規定員増が出ておるわけでありますが、法務局及び地方法務局におきまして登記事務の増加に対処するために、百名ほど人員をふやすという問題であります。非常に登記事務が近年たいへんな増加量になっておるといふふうに承知をいたしております。これは高速道路の問題とかあるいは道路を拡大するとか、鉄道新幹線の問題とかあるいは宅地新開発の問題、宅地の造成が進むとか、あるいは工場の新設とか、そういうような近年の非常な動きの活発化に伴いまして、当然これは登記事務、法務局の關係、地方法務局の關係の事務量が非常にふえておるといふふうに見るわけでありまして、近年どういふ工合にこの事務量がふえておるのかというデータがございましたら承っておきたいと思ひます。

○説明員(池川良正君) 登記事件は逐年増加いたしております。登記事件と申しまして、内容は登記の事件と台帳の事件二つに分かれます。また、登記事件の内容も権利關係の変動等を簿冊に記載する事件でございます。登記簿の謄抄本の交付の請求あるいは閲覧の請求というふうな、こういうよう

な事件になっておるのでございますが、その増加の状況を申し上げますと、昭和二十六年、約十年前でございますが、これが登記簿事件と申しまして簿冊に記入を要する権利關係の変動の事件でございますが、これが五百余万件でございました。ところが、十年後の昭和三十六年には九百六十万件というふうになっております。なお、登記の簿冊に記入を要する事件並びに謄抄本の交付の請求あるいは閲覧の事件、こういう点に至りますと、昭和二十六年は千五百万件でございました。ところが、昭和三十六年には六千五百万件というふうな増加率になっております。この増加率のおもなるものはやはりこの数字でわかりますように、謄抄本の請求、それから閲覧の請求等が非常にふえておるといふことになっております。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記をつけて。

○鶴岡哲夫君 まあこういう事件数なりが非常に増加しているわけですが、私も実際登記の關係のところへ伺ったりますことが最近間々ありまして、そういう点を非常に感ずるわけですね。聞いてみますと、非常に不足しておるといふ。しかし、人間はふえないというわけですね。今回百名ふえるわけですが、一体二十六年から三十六年の間にこの登記關係——法務局、地方法務局關係ですね、人員はどの程度ふえておるものか聞いてみたくなるわけですね。

○説明員(池川良正君) 二十六年を一つといたしますと、三十六年は法務局の全体の職員の数からいきますと

一・〇五でございまして、五分の増員でございます。

○鶴岡哲夫君 つまり事件数は非常に、所得倍増というのではないのです。が、倍増というか、三倍、四倍というふうなふえるわけですね。人員は五割ふえた、こういうことになっておるのです。それでそういうことが実際の業務の面に非常に無理を来たしておるのを見るわけですね。けれども、そういう問題について逐次伺いたいのですが、ただ、今こゝで百名増加になつておりますけれども、今の御説明のような事業量の非常な増加、それに對しまして人員が十年間にわずかに五割しかふえてないという中で、一体、どの程度の人員増加の要求をなされたのかどうか、その結果この百名になつておるのだと思ひますが、どの程度の要求なりお考えをお持ちであつたのか、その点を伺いたいと思ひます。

○説明員(池川良正君) 当初の要求につきましては、たしか千二百三十六名の増員を要求いたしております。もちろん、これは法務局全体の事務量の増加のためのものでございまして、うち登記事件についての所要人員といたしましては、たしか九百七十名の増員の要求をいたしておたのであります。

○鶴岡哲夫君 これからも御承知のとおり、ますますこういう件数というものはふえていくのだらうと思ひますが、近年、非常に問題になっておる。まして、近く、おそらく実施の運びに至ると思ひますが、戸番の整理の問題、町名地番の整理の問題、都市あるいは大都市等におきまして相当大がかりにこういう問題が取り上げられて参ります

と、これまた事務量なり件数というものは飛躍的に膨大になってくるのじゃないかというふうにも推定しますし、さらに御承知のように、登記簿と家屋台帳あるいは土地台帳を一元化するというようなことも進めていかれておられるように思ひます。さらに坪数で記載してあるものをメートルに換算していかねばならぬという仕事だつてたいへんな事務量だと私は思ふのです。ですから、千二百三十六名御要求なさつて百名という増加であります。が、きわめてこれは残念な状態じゃなからうかと思ひますけれども、法務省当局としてできるだけふやそうという御努力をなさつておられると思ひますけれども、あまりにどうもこれからのことを考へて、過去十年ぐらいの経過を考へてみて、人員が不足しておるのじゃないかというふうには思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(池川良正君) 確かに登記事件が逐年増加いたしまして、職員の増加が必ずしもこれに見合つていないというところで、職場にありましては苦しいところが多いと存じております。したがって、私どももいたしましては、これに対処するために増員の要求とあわせて事務の簡素化、あるいは能率化等も考へまして、当面の問題を乗り切つていきたいと考えております。

○鶴岡哲夫君 高速道路にいたしましても、あるいは道路拡張にいたしましても、鉄道の新幹線の増設にいたしましても、あるいは宅地、工場新設、さらには先ほど申し上げたような地番変更、戸番変更整理というふうな問題等いずれも着々と進められておる。それに対する

昭和三十七年三月二十二日【参議院
法務局では九千三百九十八名と、こ
いう定員になっております。その中

○説明員(池川良正君) ただいま申
ましたように、たしか四十名ぐらい、

摘のとおり、現在の各法務局及びその

だ足りないというのか私の感触でござ
いますけれども、しかし、まあ予算編

成方針の原則というものも尊重しな
ぎやなりませんし、やむを得ず、向こ
う一年間はこの程度でがまんをしよう
ということでした承した次第でございま
す。

○委員長（河野謙三君）ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（河野謙三君）速記始めて。

○山本伊三郎君 それじゃまず総括的に聞いておきたいのですが、大体今度
は人員が相当、鶴園君に答弁された点
においては問題がありますが、全般と
して増員されておるのですが、公安調
査庁の百三人、合計百四名ですが、こ
れに対して増員の説明は大体聞いてお
るのですが、この百四名の増員された
必要性についてちょっと大臣に聞いて
おきたいと思います。

○國務大臣(植木庚子郎君) 公安調本

名の中の十六名は守衛でございます。公安調査庁の地方における各役所が御承知のとおり、初めは他の官庁に同居

います。

○山本伊三郎君　それで今度公安調査庁で百四名増員になって総数千八百十

四名、このうちで純粹に調査官ですか、それに当たる人は何名ですか。それと今大臣が言われましたように、左右に分けて五団体ずつ、そういう対象団体がふえたと言われますが、これはどういう団体であるか、ちょっとお教え願いたい。

○政府委員(関之君) 現在のところ、全職員は千七百十名であります。そのうち千三百五十人ぐらいでございますが、それが公安調査官に相なっております。それに今度加わりました八十七名ですか、これが加わって公安調査官になる。で調査庁におきましては、公安調査官でなければ調査ができないのでありまして、あとそのものは警備をするとかいうような事務的、あるいは雇とか給仕とか、そういうことで、そういうものは調査はできない、こういうことに相なっております。

それから調査の対象団体でございますが、いわゆる左のほうから申しますと、まず日本共産党、そして在日朝鮮人総連合、全日本学生自治会総連合、これは全学連と略称しておりますのであります。次に日本社会主義学生同盟、これは社学同と略称しておりますのであります。その次は共産主義者同盟、これは共同と呼んでおるものであります。これがいわゆる左であります。次にいわゆる右のほうといたしましては護国団、大日本愛国党、治安確立同志会、日本青年連盟、全アジア反共青年連盟、こういう五つを今日まで一応調査の対象というふうにこの席で申し上げまして、調査を正式にいたしておるのであります。

○山本伊三郎君　今の次長の言われたのと、大臣の言われたのと食い違っているのですが、大臣は調査官は百四名増員のうち六十七名が純粋な調査官だ、今、次長は八十何名と言われましたが、ちょっと食い違いがあるのですが、この点どうでしょう。

○政府委員(関之君) 大臣のお話のよう
に、三十六名という数字がございま
して、そのうちの十六名は守衛であり
ますが、あとの二十名は職務の形態
が調査官ということに相なるのであり
ます。それで二十名と六十七名、八十
七名ということに相なるわけでありま
す。

○山本伊三郎君 それじゃ、もう一度
確認しておきますが、今度の増員によ
って純粋調査官は現在は千三百五十名
ですか、それに八十七名追加になるか
ら千四百三十七名、こういうことであ
るね。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめ

८०

〔速記中止〕

○委員長（河野謙三君） 速記を始め
て。
○山本伊三郎君 それじゃ、大臣のお
られる間にちょっと具体的な問題でひ
とつ先にお聞きしておきたいのです
が、いろいろ願を追うて伺ったほうが
わかりやすかったと思いますが、今調
査団体について、左と右と言われまし
た。これは破防法に根拠しておると思
うのですが、実は私、一昨日ですか、地
元のほうから若干聞いたのですが、具
体的に申しますと、高知県の職員組合
の幹部の人に、名前はあとで必要があ
れば言いますが、ある調査官から組合
の実情をひとつ知らしてもらいたい、

○山本伊三郎君 大体、次長もそこま
で慎重に考えるということであらばい
いのですが、先ほど言われたようなこ
とであれば、そういうものをわれわれ
のほうには言っておきたいと思うので
す。本人が承諾して、そうして協力す
るといふようなことを考えておるなら
ば、こういう問題にしておきたいと思
うのですが、ただ救済されるには国会で
言ってもらう以外にないというほど切
実に言っておきたいのです。それで、
きょう本案に直接関係はないけれど
も、特にこれは法務大臣にただしてお
きたいと思つて質問しておるのです
が、これはほうほうでそういうことも
聞いておつたのです。公安調査官だけ
でなくして、警察関係でも、いろいろ
そういう問題があつて、警察は特に今
注意をしておるようです。特にこれは
法務大臣あるいは公安調査庁当局に
言っておきたいのですが、あなた方は
そういうことは普通だ、こう考えてお
ると思うのです。ところが、受ける
ほうからみると、まあ僕らみたいにす
れている男であれば、警察であらう
が、皆さんが来られても問題ないの
ですが、純朴なそういう人々は、公安調
査庁という、何か問題があるのじゃ
ないかという、一つの印象を受ける。
本人だけならいいが、それが周囲に伝
播すると、非常に団体活動に対して問
題を起す。特に私もそういうことに
関係もしておりますし、その組合の
実情もよく知っておりますが、決して
行き過ぎておるような組合でもなし、
また、共産党の諸君が特に問題を起こ
しておるようなところでもない。高知
はいろいろ問題のあるところではござ
いますけれども、本県の所属団体におい

てはそういうことではないと、そういう
見方をしておるのです。そういうこと
にそういうものが手を入れるというこ
とですか、そういうことになることは、
これまで逆に一つの結果が出てくる場
合もある、そういう点を私は言ってお
きたいのです。したがって、この問題
については、私もきょう法務大臣なり
次長が、そういう調査も十分されてい
ないということですが、もう一ぺん
突っ込んで事情を調べてもらつて、そ
ういうことがあればあるようにひとつ
処置してもらいたいし、なければまた
いい機会に、できればもう一回本案に
ついての委員会がありますから、その
ときに十分ひとつつかかしていただき
たい。きょうは、ともかくそういうこと
のないように将来はやっていくという
ことを法務大臣が言われましたし、も
しこれが発展すると、これはもうわれ
われは基本的人権の問題として取り上
げたいと思つておるが、そういう点で十
分注意をしてもらいたい。わが党が大
体本案に反対するといふのも、やはり
そういう点が相当大きく出ているので
す。なるほど破防法ができた以上は、
その法律によつていろいろ活動するこ
とというものは、それは任務としては当然
かもしませんが、それが団体に与え
る影響というものは、私は相当大きい
と思うのです。

そこで、最後に聞いておきますが、一
体調べました高知県職の団体に、そう
いう皆さんが調べる共産党員ですか、
そういうのは一体幾らあるということ
になつておるのですか、それをちよつ
と聞いておきたい。
○政府委員(関之君) これは共産党で
出している前衛という機関誌がござい
ます。昨年の十月の臨時増刊の中に、労働
戦線の統一について」として、高知、
開徳孝という名で報告がされておるわ
けであります。その中を見ますと、
と「民社党が組織の右傾化と理事者側
が御用組合をねらつて一体となつて攻
撃を加えてきた県職では、党は、社会
党員、ならびに無党派の活動家に敵の
圧迫とたたかう方向を示し、とくに、
社会党員を説得して、役員選挙に社会
党、統一派、党が政策を協定し、協同
で民社系とたたかう、二対一の比率で
一三のポスト全部をわれわれの側に握
りました。党は、組合長を含め四名が
当選しました。こういうふうなことに
書いてあるのをごさいます。当選者
四名のほかに、相当の者がいるという
ふうに現地からの報告が参つておりま
して、どうも私どものほうにいたしま
しては、破防法に基づいて共産党は調
べざるを得ないのでありまして、これ
らの中におります共産党の行なう活
動、その組織の増加の実情というもの
を握らざるを得ないわけでありませ
う。そこでこの調査をいたしたわけで
あります。ここでひとつ御承知おきを
いただきますと思ひます。
○委員長(河野謙三君) ただいま説明
員として大蔵省主計局の赤羽主計官が
お見えになりましたから御報告申し上
げます。

○山本伊三郎君 この問題は次に譲り
ますが、これは法務大臣に聞きたいの
ですが、破防法はすでにもうできてだ
いぶ年もたつてきておるし、対象団体
として、共産党とか、全学連とか、そ
の他団体があるのですけれども、実際
そういうものを調べて、職務だから、
法律にあるから調べるというのか、そ
う効果といふんですか、必要性とい
うのはいまだあるのですか。その点
ちよつと法務大臣から政治的な問題だ
から聞いておきたいと思う。
○国務大臣(植木庚子郎君) ただいま
の御質問に對しましては、われわれと
しては理想を言うならば、むしろこん
な調査をして、たくさんの方費を費や
し、また、大ぜいの人を使つていくと
いうことはないほうがいいにきまつて
おるのであります。しかしながら、破
防法の立法された当時以来の国際共産
主義の動き、勢力の問題、あるいは日
本の共産党の動きというものが、一時
は確かに非常に心配な点がありまし
た。今日がそれじゃその心配が全然な
くなつておるのかといふと、どう
もそれが全然なくなつたとは思へな
い。やはり世界共産化の方針にのつ
て、日本に對しては国際共産主義勢
力は働きかけている。日本の共産党の
諸君はどういうふうな考えておられる
か。表に現れた、われわれの知り得
た範囲においては、どうもかつての破
壊活動的な行動に全然将来は出ない、
そういうことはやらないといふような
保証があるか、そうした決心があるか
といふと、どうもそこまでは見ら
れない。そうしますと、万々一の備え
といふことがやはり国の公安を維持
し、国民の生活を守つていく政府の側
の立場といたしましては、現行の法律
によつて十分調査をしておいて、そし
て万々に備え、事なからぬことを祈り
ますけれども、万々一事が起つた場
合には、直ちに適切な処置を講ずる
ことができるようにしておきたい、こ
ういふふうな考えておるのでありま
す。

ですから私の思ひますのは、全然こ
の心配がなければいいんですが、なく
なつていない、なくなつていないとい
ふ、現行法の命ずるところによつ
て、忠実にやはり行き過ぎにならぬよ
うな程度で調べ尽くしておくことが当
然の職務であり、権限と、かように考
えておる次第であります。
○山本伊三郎君 大臣の立場からの答
弁としては、そういうことになると思
うんですが、僕らから見ると、共産主
義というのは思想から出発してくると
思ふし、政治的な活動よりも、むしろ
若い人から見ると、思想的なものが一
つの基本になつておると思ふのです。
今日国際的に見ても、共産党の活動と
いふものは、非常に現代的になつてき
ておると思ふんです。ソビエトを見
ても、また、共産圏の諸国を見ても私
はそう思つておるんです。あまりそう
いうところに刺激を与えることは水を攪
拌するやうなもので、うまくいこうと
しているものに対して、逆に刺激して
いるやうなことに私はなつておるの
です。また、そういう例がたくさんあ
るんです。したがつて、そこはやはり政府
の考え方というものは、われわれとだ
いぶん違ひますからやむを得ないかもし
れませんが、われわれとしては、あまり
そういう方面に刺激を与えることは、
私はかえつてマイナスであるといふ、
これは私個人の考えを持ておるん
です。そういう例がたくさんあります。
したがつて、むしろ私はそういう調査
するといふことよりも、いわゆる何と
申しますか、一般の政治そのものがよ
くなれば、私はそういうものが自然に
なくなつていく、これは何も共産党だ

けじやなしに、あらゆるそういう破壊活動というものは、やはり政治の貧困から起こっていると思う。したがって、私は欧州先進国を見ても、もうほとんどそういう勢力というものは、今日見られないような状態になっておるんですね。それがあまり政府なり、自民党がそれに対して神経を過ぎ、しかも調査官がそういう調査することによって、若い者は反抗心がありますから、やるならひとつおれもやってみようということになる。そういう点が私は非常にマイナスになっておるんじゃないかと思う。したがって、この点については十分ひとつ注意してもらいたい。

それじゃその問題は次の委員会に譲って、次を続けたいと思います。若干ほかのやつをただしておきたいと思ひます。本省関係の三百二十五名の増員ですが、このうち先ほど鶴岡君が法務関係伺いましたが、私は検察庁関係の問題についてちょっと聞いておきたい。六十九名というのはこれはすべて検事ですか、その点ちょっと。

○政府委員(津田実君) この六十九名につきましては、副検事が二十名、それから一般の職員つまり検察事務官が五十名、それから行政職(四)の俸給表に当たる者が二人、七十二名なんぞでございますが、そのうち三名は、そのうちと申しますか、検察庁の定員のうち三名は、これを法務総合研究所の研究員に振りかえましたので、差し引きいたしまして六十九人ということになるわけでございます。

○山本伊三郎君 そうすると今度の増員は検事は入っていないのですか。

○政府委員(津田実君) さようでございます。検察官といましては副検事が二十人入っております。

○山本伊三郎君 われわれ聞いておるのを確かめるために伺いますが、副検事はこれは直接取り調べといひますか、検察事務に当たるのですか。

○政府委員(津田実君) 副検事はやはり検察官でございます。これは一定の事件、区検察庁に配置されて、区検察庁の事件を取り扱うわけですね。

○山本伊三郎君 今検事は全国で何名になっておりますか。

○政府委員(津田実君) ただいま検事は九百十二人でございますが、検事総長以下を全部含めまして、今度の新しい定員をいたしましては、千五百九十九人になるわけでございます。

○山本伊三郎君 検事の数が多いのは必ずしもいいとは言えないのですが、非常に検察事務がおくれがちなところなんです。これは、僕の例だから間違えないのですが、私は、三十五年の六月の二十何日か、あの安保の問題のときに、若干危害を加えられて、そして公訴したのですが、それも、ちょうど取り調べにかかったのは、一年二カ月かかってから、ようやく来てもらいたいということがあるのです。私は、何も検事を責めたいと思つて発言するのじゃないのですが、一年もたつてしまつてから、証拠物件もなし、本人もどこへ行ったかわからないという状態です。こういう一つの例がある。私のほか、特に、あんなものはほおっておけなくてやられたのかも知れませんが全国的に、そういう事件が起つてから一年ぐらひかかるのが普通ですか。

○政府委員(津田実君) 全般的に、どの程度の事件がどれだけかかっておるかというところは、なかなかつかみにくいわけでございますが、試みに、昭和十五年の年末、つまり十二月三十一日現在に未済になっておる事件について調査をいたしてみますと、その未済の期間、つまり事件を受理いたしましたから、まだ処理をしない期間の区分によりまして御説明いたしますと、十五日以内のものが〇・四九、一カ月以内のものが〇・五四、二カ月以内のものが〇・三九、三カ月以内のものが〇・二一、六カ月以内のものが〇・一三、一年以内のものが〇・〇二、二年以内のものが〇・〇八、二年をこえるものが〇・〇二というふうでございます。これは年末の一日をとつたわけでございますけれども、こういう例を見ますと、全体といたしまして未済期間の長い、つまり処理期間が長く断続しておるものは非常に少ない。一%にも満たないような状況でございます。大かたの事件は、相当の期間において処理されておる。起訴あるいは不起訴という処分になっておるわけでございますが、特別の事件につきましては、やや、この二年をこえるというものが出てくる場合もございます。ような次第でございます。また、この長いものにつきましては、被疑者が行方不明であるというふうなものもありますので、そういうようなものを除きますと、真に、進行しております事件も、長いものというものは非常に僅少と考えてよろしいかと思ひます。

○山本伊三郎君 私のは相当な特例になっておるようですが、それは触れたくありませんが、検察事務、これは、もちろん人の罪の判定をするというところで、起訴するかどうかという重要な事務ですから、普通の商売のように、あとで、間違えは直そうということがないから、慎重にかかるといふことは、これは私はやむを得ないと思ひますが、しかし、そういう事件、告訴されたら、一応、まず、事後の問題でいろいろ問題があると思うが、まず、最初に手をつけておかなければ、証拠も隠滅される。隠滅しなくても、そういう意思でやらなくても、自然に遠ざかっていきますから、そういう点はひとつ考えなくちゃいかぬと思うのです。ただ私は、ここで一応の結論を結びたいのは、やはり人員が足らぬというところからそういうものがくるのか、事件の性質上そうなのっているのか、これを一べん聞いておきたい。

○政府委員(津田実君) ちょっと先ほど申し上げました数字に誤りがございましたので、御訂正申し上げます。今、今の御質問にお答え申し上げます。先ほど九百十二名と申し上げましたのは、第一審事件において働いておる検事のことでございます。千五百九十九人というのは、検事総長以下の全部を含めました。しかも副検事を除いた検察官の数字ということでございます。そこでまず検事が少ないかどうかという問題でございますが、現在検事に付しましては五十六人の欠員を持っております。もつと現在は一番欠員の多い時期になるわけでございます。この四月早々に司法修習生の修習を終わりますので、検事あるいは判事補になる者があつて、そのうちから約四十名ぐらひ採用される予定になってお

りますが、依然として十二人ぐらひの欠員は残ることになるわけでありま

す。この点につきましては、その補充に司法修習生のみに限らず、一般の弁護士その他からの採用も考えているわけでございますけれども、やはりこれは給与の問題その他勤務体制の問題、つまり転任をしなければならぬとか、いろいろな事情がなかなか、弁護士になり手は多くても、検事になり手は少ないというふうな状況で、補充が非常に困難でございます。したがって、本来ならばもっと検事の定員をふやして、事件の処理をできるだけ早くするというのが理想なんでありま

すけれども、今申し上げましたような事情で、今日現在の定員をもって、できる限りの処理をいたしているというのが実情でございます。

検察官一人当たりの受理人員でございますが、これを年度区分によつて申し上げますと、受理人員と申しますのはこのような事件を受理いたしました人員でございますが、それによりまして、昭和三十一年は千九百十八人、昭和三十一年は千九百七十八人、昭和三十三年は千二百四十人、昭和三十四年は千二百八十七人、昭和三十五年は千二百五十八人、昭和三十六年は千三百八十六人、昭和三十七年を推定いたしますと、千四百八十六人ということになつております。やはり事件数が、検察官の定員の増加を上回つておるという状況、それは一応看取されるわけでございます。もつともこの中には道路交通関係事件もござい

ますので、それらの画期的と申しますか、異常な激増ということが、特別な事情になるわけでございます。とにかく

○政府委員(津田実君) 全般的に、どの程度の事件がどれだけかかっておるかというところは、なかなかつかみにくいわけでございますが、試みに、昭和十五年の年末、つまり十二月三十一日現在に未済になっておる事件について調査をいたしてみますと、その未済の期間、つまり事件を受理いたしましたから、まだ処理をしない期間の区分によりまして御説明いたしますと、十五日以内のものが〇・四九、一カ月以内のものが〇・五四、二カ月以内のものが〇・三九、三カ月以内のものが〇・二一、六カ月以内のものが〇・一三、一年以内のものが〇・〇二、二年以内のものが〇・〇八、二年をこえるものが〇・〇二というふうでございます。これは年末の一日をとつたわけでございますけれども、こういう例を見ますと、全体といたしまして未済期間の長い、つまり処理期間が長く断続しておるものは非常に少ない。一%にも満たないような状況でございます。大かたの事件は、相当の期間において処理されておる。起訴あるいは不起訴という処分になっておるわけでございますが、特別の事件につきましては、やや、この二年をこえるというものが出てくる場合もございます。ような次第でございます。また、この長いものにつきましては、被疑者が行方不明であるというふうなものもありますので、そういうようなものを除きますと、真に、進行しております事件も、長いものというものは非常に僅少と考えてよろしいかと思ひます。

○山本伊三郎君 私のは相当な特例になっておるようですが、それは触れたくありませんが、検察事務、これは、もちろん人の罪の判定をするというところで、起訴するかどうかという重要な事務ですから、普通の商売のように、あとで、間違えは直そうということがないから、慎重にかかるといふことは、これは私はやむを得ないと思ひますが、しかし、そういう事件、告訴されたら、一応、まず、事後の問題でいろいろ問題があると思うが、まず、最初に手をつけておかなければ、証拠も隠滅される。隠滅しなくても、そういう意思でやらなくても、自然に遠ざかっていきますから、そういう点はひとつ考えなくちゃいかぬと思うのです。ただ私は、ここで一応の結論を結びたいのは、やはり人員が足らぬというところからそういうものがくるのか、事件の性質上そうなのっているのか、これを一べん聞いておきたい。

○政府委員(津田実君) ちょっと先ほど申し上げました数字に誤りがございましたので、御訂正申し上げます。今、今の御質問にお答え申し上げます。先ほど九百十二名と申し上げましたのは、第一審事件において働いておる検事のことでございます。千五百九十九人というのは、検事総長以下の全部を含めました。しかも副検事を除いた検察官の数字ということでございます。そこでまず検事が少ないかどうかという問題でございますが、現在検事に付しましては五十六人の欠員を持っております。もつと現在は一番欠員の多い時期になるわけでございます。この四月早々に司法修習生の修習を終わりますので、検事あるいは判事補になる者があつて、そのうちから約四十名ぐらひ採用される予定になってお

りますが、依然として十二人ぐらひの欠員は残ることになるわけでありま

す。この点につきましては、その補充に司法修習生のみに限らず、一般の弁護士その他からの採用も考えているわけでございますけれども、やはりこれは給与の問題その他勤務体制の問題、つまり転任をしなければならぬとか、いろいろな事情がなかなか、弁護士になり手は多くても、検事になり手は少ないというふうな状況で、補充が非常に困難でございます。したがって、本来ならばもっと検事の定員をふやして、事件の処理をできるだけ早くするというのが理想なんでありま

すけれども、今申し上げましたような事情で、今日現在の定員をもって、できる限りの処理をいたしているというのが実情でございます。

検察官一人当たりの受理人員でございますが、これを年度区分によつて申し上げますと、受理人員と申しますのはこのような事件を受理いたしました人員でございますが、それによりまして、昭和三十一年は千九百十八人、昭和三十一年は千九百七十八人、昭和三十三年は千二百四十人、昭和三十四年は千二百八十七人、昭和三十五年は千二百五十八人、昭和三十六年は千三百八十六人、昭和三十七年を推定いたしますと、千四百八十六人ということになつております。やはり事件数が、検察官の定員の増加を上回つておるという状況、それは一応看取されるわけでございます。もつともこの中には道路交通関係事件もござい

ますので、それらの画期的と申しますか、異常な激増ということが、特別な事情になるわけでございます。とにかく

○山本伊三郎君 私のは相当な特例になっておるようですが、それは触れたくありませんが、検察事務、これは、もちろん人の罪の判定をするというところで、起訴するかどうかという重要な事務ですから、普通の商売のように、あとで、間違えは直そうということがないから、慎重にかかるといふことは、これは私はやむを得ないと思ひますが、しかし、そういう事件、告訴されたら、一応、まず、事後の問題でいろいろ問題があると思うが、まず、最初に手をつけておかなければ、証拠も隠滅される。隠滅しなくても、そういう意思でやらなくても、自然に遠ざかっていきますから、そういう点はひとつ考えなくちゃいかぬと思うのです。ただ私は、ここで一応の結論を結びたいのは、やはり人員が足らぬというところからそういうものがくるのか、事件の性質上そうなのっているのか、これを一べん聞いておきたい。

○政府委員(津田実君) 全般的に、どの程度の事件がどれだけかかっておるかというところは、なかなかつかみにくいわけでございますが、試みに、昭和十五年の年末、つまり十二月三十一日現在に未済になっておる事件について調査をいたしてみますと、その未済の期間、つまり事件を受理いたしましたから、まだ処理をしない期間の区分によりまして御説明いたしますと、十五日以内のものが〇・四九、一カ月以内のものが〇・五四、二カ月以内のものが〇・三九、三カ月以内のものが〇・二一、六カ月以内のものが〇・一三、一年以内のものが〇・〇二、二年以内のものが〇・〇八、二年をこえるものが〇・〇二というふうでございます。これは年末の一日をとつたわけでございますけれども、こういう例を見ますと、全体といたしまして未済期間の長い、つまり処理期間が長く断続しておるものは非常に少ない。一%にも満たないような状況でございます。大かたの事件は、相当の期間において処理されておる。起訴あるいは不起訴という処分になっておるわけでございますが、特別の事件につきましては、やや、この二年をこえるというものが出てくる場合もございます。ような次第でございます。また、この長いものにつきましては、被疑者が行方不明であるというふうなものもありますので、そういうようなものを除きますと、真に、進行しております事件も、長いものというものは非常に僅少と考えてよろしいかと思ひます。

○山本伊三郎君 私のは相当な特例になっておるようですが、それは触れたくありませんが、検察事務、これは、もちろん人の罪の判定をするというところで、起訴するかどうかという重要な事務ですから、普通の商売のように、あとで、間違えは直そうということがないから、慎重にかかるといふことは、これは私はやむを得ないと思ひますが、しかし、そういう事件、告訴されたら、一応、まず、事後の問題でいろいろ問題があると思うが、まず、最初に手をつけておかなければ、証拠も隠滅される。隠滅しなくても、そういう意思でやらなくても、自然に遠ざかっていきますから、そういう点はひとつ考えなくちゃいかぬと思うのです。ただ私は、ここで一応の結論を結びたいのは、やはり人員が足らぬというところからそういうものがくるのか、事件の性質上そうなのっているのか、これを一べん聞いておきたい。

増加の趨勢は、必ずしも検察官の増員数では、それに追いつかないということが言えると思います。

○山本伊三郎君 このまま推移すれば、若干の人員をふやすということも、これは可能だと思ふのですが、法務省として、こういう工合に件数が果増してきて、これは検事だけじゃなしに、一般検察事務に携わる人の、そういう事務の限界をこえてくると思ふのですがね、こういうことについて、法務省としては、どういう考えなんですか。自然にふえていけばそのうちふやしていこうという、無計画な状態であるか、この点、どういう考えでおられるのか。

○国務大臣(植木庚子郎君) 検察官、ことにそのうちの検事の問題につきましては、現状をもってはその員数の不足を痛感いたしております。したがって、その増員については、いろいろ工夫も重ねておるものであります。何分にも、この志望者と申しますか、検察陣に入ってきてくれるその人的資源の面で思わしくない点があるのが一番大きな障害になっております。したがって、われわれといたしましては、この国会において、別途国会に御審議を願っております臨時司法制度調査会の法案をお願いしておりますが、この調査会においてこうした問題も含めて、主たる目標は裁判官、検察官の給与の問題等、あるいは任用の問題等が一番主たる問題であります。そのよって来たるところはやはり裁判官、検察官の人的資源をいかにして確保できるか、法曹一元化ということが多年叫ばれておりますが、これも思うようになかなか実現は動かない。これはど

ういうふうにすれば動いていくだろうかとというようなことを調査をしていただくことに考えております。こうした問題によつて裁判官あるいは検察官の給与の問題、任用の問題、人的資源の問題等一連の問題を抜本的に考えていただいて、一挙に理想の点まではいけなくても、その間一段々と計画を漸進的に進めていくという工夫がありはしないかということをお考えになっているのであります。もし幸いにしてこの法案が国会を通過しますならば、これによつてこうした問題の解決に当たり得るかというふうにも考えます。われわれといたしましては、現状をもってはどうしても満足できない。事件も非常に増加して参っておりますし、また、複雑性も一般社会制度あるいは経済生活の進展とともに困難になって参りますから、こうした問題についても従来よりはなお一そう人員も増加して、そしてほんとうに慎重な、また、人権を尊重して懇切丁寧な調査をしていくことがわれわれに与えられた当然の任務とも考えますので、この点ぜひこの法案をこの国会で通していただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 人員ももちろん足りないというところもわかるのですが、もう少し検察事務の合理化、という語弊があるかもしれませんが、あまり形式主義をとっておられるのではないかと申すのですがね。もう少しそういう方面を改善する余地はないでしょうか。検察庁へ私も二回か三回行きましたが、全く形式主義で、尋ねることも何回も何回も同じことを聞いて、まあ調べる立場から言えばそういうことも必要かもしれないけれども、どうもわれわれとしてはほんの三十分ぐらいで済むやうな二時間ぐらいも費しているということがあります。そういうものを避けられないかどうか。そのために向こうで非常にたくさん待っておる人が一日中時間をつぶして待っている。そして調べられるとあれやこれやと長く引っぱられて、そうして事件の解決までなかなかいかない。こういう点の不満が相当あると思ひます。事務の改善といひますか、そういうものは考えられないかどうか。この点はどういうものなんですか。

○政府委員(津田実君) お尋ねはまことにこの点も重要な点でございます。まあ参考人にもいたして、被疑者にいたして、警察で調べられ、それから検察庁で調べられ、さらに起訴された場合においては、法廷においてまあ被告人としてはやむを得ないとしても、参考人が証人として調べられるというふうなことはしばしば起こることです。これは訴訟手続を慎重にする上においてはやむを得ないという点も多々あるものでありますけれども、一面取り調べを受ける側のほうから申せば、非常に繁雑であるという点とは否定できないわけです。しかしながら、これはまあ手続上非常に問題になるわけでございますが、要するに、警察において聴取いたしましたものと、それから検察官が行ないましたものにつぎましてやはり証拠法上の取り扱いが違ふとかいろいろ手続法上の問題がございまして、どうしても同じことを再び警察と検察庁とで重ねて聞かなければならぬという事態がどうして

も起こるわけですか。しからばそういうような点は簡略にできないかということなんですけれども、やはりこれは刑事手続の重要性と申しますか、司法の慎重を期する上からやむを得ないというふうな要請があるわけですか。そこでそういう被告人その他関係者の人権をそこなわない限度においてできるだけ能率的に簡便に行なうということは最も望ましいことなんでありまして、検察庁におきまして、これはまあ裁判所におきまして同じでありますけれども、随時研究等は重ねておるわけでございますけれども、なかなか一般的に国民の方が考えられるように簡便にはいかないというのが現在の実情なんです。そういう点もございまして、訴訟法の面の改善等につきましてもやはり法務省におきましても研究を重ねておりますので、できる限り能率的しかも簡便に、しかも人権をそこなうことなく手続が運ぶように努力をいたしたというふうなことをおる次第でございます。

○山本伊三郎君 大体事情はわかりましたが、検察官、まあ検事が主となるんですが、なかなか人材が来ない、希望者がそう来ない、それはどういふ原因でしようかね。で私も経験あるんですが、検事の経験じゃなしに、調べられた経験はあるんですが、やはり私は日本の検事は調べ方が下手だと思つておるんです。何か権威主義で、背後に法律があるんだという権威主義でやっているというところが直感的にわかるんです。それではかえって真実を調べることにはならないと私は見ておるんです。私はアメリカ人じゃないからアメリカで調べられたんじゃないんです。が、映画なんかで見ると、やはり民主主義というものが基礎で身につけておるから、非常に当たりが、そういう権威主義がないから、お互い友だちだというふうな感じのするやうな調べ方が見られるんですが、日本の場合は何か初めから、こいつは罪を犯しておるんだというやうな形で調べておるやうに受け取れるんです。態度なり言葉の用語なり、そういうことを言うとかえつて反感を買って言うことも言わぬ、証人になればむしろ証人の反感を買うというやうな場合があるんですね、この点当局なり——法務大臣は司法出身かどうか知りませんが、どう思ひますかね、ちょっと一べんこれは聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 御承知のように、検察官、まあ検事あるいは判事補は司法試験を受けて二年間の司法修習をいたしまして、それから判事補あるいは検事に任官されるというのが通常でございます。在野法曹であります弁護士から任官される数は極めて少ないわけでありまして、そういう意味におきまして年令的にも非常に若い者が相当多くいるわけでございます。人間として完成しているという点とはまあ言い切れない。したがって、いろいろな方に接しました場合に必ずしも妥当でないというやうなことが起こり得るかもしれぬというところは当然推測されるところでございます。でこれをやはり制度といたしまして一旦在野法曹によつて修練した者から裁判官あるいは検察官を任用するという制度も考えられるわけでありまして、ただいまお話のアメリカなんかにおきましては主としてそういう制度によつ

ておるわけでございます。これは日本の現在の制度はやはり大陸法系のいわばキャリアシステムの、裁判官なり検察官という制度になっておりますので、その両者いづれがいいかということにつきましても、これはいろいろ議論のあるところでありまして、先ほど法務大臣が申しましたように、臨時司法制度調査会においてこの問題をいかに考へるか。また、わが国としては恒久的にどういう制度を採用するかということとを調査、審議していただくということとをこの際考えなければなりません。そういう意味におきまして、現在ののは終戦前に行なわれておりましたいわゆるキャリア・システムの大体そのまゝの形で今日にきておるわけで、そこいらろいろいという問題点も出て参るかと思つたのでありますけれども、かりに検察官をそれでは弁護士のみから採用するという制度をとつた場合に、果たしてそれでうまくいくかどうかという点につきましてもいろいろ議論があるわけでございます。

○山本伊三郎君 これはまあ数年前ですが、これも私の経験ですが、何か選挙違反だというて、葉書のところ候補者の名前を書いたおたつたというので、神戸地検へ呼ばれたことがあるのです。そのこと自体、調べることは私も反対しておらないわけですが、そういう疑いがある場合には、これは法律の権限に基づいてやるんだからいいんですが、こちらへ何時に来いということですから、大阪から神戸に行くんですから時間をかけて行つたら、こっちの用事があるからしばらくお待ち。そこで、僕もこういう男ですから、何だ、時間をきめて呼び出しているじゃないか、こちらは一生懸命に交通費を払つてきておるのに、待ってもらいたいというふうなことであれば別として、しばらくあちらに待っておれというふうな、そういうことが言えるか。こっちはまだ違反だと思つていない、正当なことをやっているというので、やめたことがあつたんですよ。これは若い検事ですから、私、年いっているからむしろ、なだめるように、最後、話しましたけれども、そういうことがあるんですよ、実際問題で。ところが、やはり人手がないから忙しので、ついで、ほかにそういう役所にもあると思う。特に検事というのは権限を持っているというので、そういう態度が顕著に出ることはこれは司法官であらうと何であらうと。罪の確定するまでは善良な国民ですから、したがって、やはりそういうつもりで扱ふべきであるとは私は思うのです。おそらくこの国会を除いて、立法院を除いてそれほどのことを言い得る場所というのは

検事に対してだけがあるか。国会であるからこういうことも言つてやばいというのとたしなめてもらいたいと思うのですが、地方に出してしまえば絶対権力者です、検察官というのは。したがって、そういう人はやはり自覚をして一般国民に対してある程度やはり公僕とは言わなくても、親切な職務の遂行が必要だと思つたのです。それがかえつて問題点の真相を調べる一つの私は素地になると思う。そういうことを言つたからといって、向こうはおどしをかけて、それでこわがつて言うというところはこれはないですよ。今日むしろ逆にそういうことになると思つたものは固くなつて何も言わないうふうになる。少し腹のあるやつはそれに反感を持つというところに結果はなつたと思う。こういう点について、検事の会同あたりでそういうことについて何か話は出ないですか。私はまあこういう国会であるからそういうことまで聞いておくんですが、そういうことは相当あると思う。そういう点はどうですか、考えておられるか。

○国務大臣(植木庚子郎君) お話のように、取り調べのときは、あるいは自然のときにおける態度の問題は、やはり検察官の訓練と、そうして修養がいかに大事かということとを今さらのごとく御指摘によつて痛感するのでございまして、こうした点についてはわれわれ部内におきましてもいろいろな目的を持った会同等をやっておりますが、そうした機会に、機会あるごとにそうしたことに十分注意をするようにお互に話し合ひもしたり、あるいは大臣なり次官なり局長なりから、特に申しますか、訓示を与えたりという

ようなことで努めてはおりますのであります。しかし、何分にも大ぜいのことでありますので、私はこうしたこともやはり定員があまりに少なくて、そうして非常に仕事に追われているというよりは修養においても欠けるところがあつた、あるいは訓練の上からも十分な目的を達することができないということがあるんじゃないかという問題を感ずるのでございます。やはり問題は仰せにもありませんように、この役所でも類したことがないことはない。たとえば、国会内におきましても、国会内の職員にしても、守衛さんにしても、そういう人たちが、われわれ議員に対する態度と外部からの参観人に対する態度とは、どうしても言葉の上からさへ違ふ点がある。態度についても同様であります。これは大ぜいのそれぞれポスト、ポストにおける者の修養が大事なもので、今日のごとく民主主義の時代においては、十分みんながそれを体得して、そうして世の中が円滑に動いていくようにすべきとかやうに考へておるのであります。

○山本伊三郎君 法務大臣、なかなか苦勞人ですが、そのとおりです。僕ら自身も国会議員だつていばつていふと、いろいろを言われているかも知れませんが、これはやはり自分自身のおの反省しなければいけないと思ひますが、ただ、検察官となると、呼び出される者は、自分では正しいと思つていても、一応疑いがかけられていふといふ一つの弱味がある。したがつて、国会の参観者に対する国会の守衛さん、衛視さんの態度とかいふのはだいたいやはり問題がちよつと違つてくると思ふのです。私が言っているのは、法務

ありますので、大臣恐縮なんです、ぜひこの点についての今後の努力を要望いたしておきたいと思っております。

なお、この任官にあたって、試験をしておられるというふう聞いておるのです。私、人事院に問い合わせをし、各省に問い合わせてみますと、これは試験をしていない。それで、これはおそろく非常に数字が多いので、その中からことしは何百名入れる、任官させるということがあって、前後関係をつけるという配慮からというふうにも推察できるわけですが、少なくとも各省の場合において、試験をして任官するというようなことは今日存在しないわけですが、これは今から十何年前であります、そういうこともあったと思いますが、今日そういうようなものはないのでありますけれども、何か任官試験というものがあろうに聞くのですけれども、その点はいかがでございますか。

○説明員(西尾善吉郎君) 御質問のとおり、法務省のうちで、法務局とそれから検察庁におきましては、簡単な筆記試験それから面接、この試験をやっております。本省関係においては、任官試験というものは別にやっておりますが、これも言われてみますと、確かに任官の基準をばっておられます関係上、任官して恥かしくないという人物を選ばざるを得ないような状況で、仰せのとおり、順位をつける、こういうことをやっております。まあしかし根本にさかのぼりまして、おっしゃるとおり、どんな任官させるということになれば、こういったむずかしい幕を締める必要がなからう、さように考えております。

○鶴岡哲夫君 これは全体として見まして、雇員の問題について、雇員から本官といいますが、事務官といいますが、技官といいますが、そういうものになる場合に試験があるという事態も、各省とやはり違っております。したがって、たとえば法務局あたりには人が来ない、来ては居つかないというふうな実情等も、やはりいろいろ事情がありまして、本人にとってみればやうなもの、本人にとってみればやうな問題になると思ひますし、そういうことを考えなくても、これは各省の人事取り扱いはやはり均衡のとれたものにしていく必要があると思ひますし、法務省としてもそうだろうと思ひます。したがって、任官の試験というやうなもの、すみやかに、ひとつ各省と均衡をとるようにならざるを得ない、こういうふうに要望しておきます。大臣よろしくごさいいますか。

○国務大臣(植木庚子郎君) 試験の問題もよく検討いたしましてなるべく善処するようにしようと思ひます。

○鶴岡哲夫君 次に、この法務局の實際国民に接触をしておりますところの支局、出張所。出張所が全国で約千五百、支局が二百くらいあるようでありますが、この出張所の問題につきましても、種々伺いたいわけでありますが、一人の出張所もありまして、二人の出張所もありまして、三人のところもありまして、また、七、八人のところもありまして、この出張所が實際国民の財産、そういうものとの関係で直接接合しておられるわけですが、この出張所がどうも勤務条件が非常におかしいように思ひます。ですから、この際ここでそれらの点についての意見を伺って、是正するものは正していただくというふうに願ひたいと思ひますが、この六人以下の出張所ですね、ここは日直手当というのが過去長いこと十日しか出ていなかったようですね、この三十七年度から六十四日分になった、こういうのですが、私はこういう意味で、日直の日数が十日から六十四日にふえてきたということはけっこうなことだと思ひております。そこで、聞きたくなすのは、どういふわけで十日から六十四日にされたのかというのを聞きたくなるわけですよ。しかし、それはおきまして、一体六十四日という日直料を払っておられるのはどういふ理由かということをお聞きしたいわけですよ。どういふわけで六十四日直料を払っておられるのかという点を聞きたいのです。

○説明員(池川良正君) 六十四日と申しますのは、年間を通じての日曜、祭日、全休日でございます。この休日には、やはり人事院の定める日直の内容の仕事を出張所長あるいは職員がやっておりますので、それらに對しまして日直手当を支給される、こういうふうになっております。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、前は十日だった、ことは六十四日になった、十日の前はゼロだった、こういう実情ですね、それはどういふ考えなのかという私は疑いを持つわけなんです。前はゼロだった、三年くらい前から十日になって、ことは六十四日になった、どういふ基準をもってそういうふうになつたのか、十日になつたり、六十四日になつたり、ふらふらされるのか、これを聞きたいわけですよ。

○説明員(池川良正君) たしか昭和三十三年までは十日の日直手当もなかったものであります。昭和三十三年から昭和三十六年までは十日という日直手当がついておりました。三十七年から六十四日の日直手当が支給されるというふうに予算上計上されておるようであります。私どももいたしましては、日曜、祭日は当該の職員はぜひ解放してやりたい、こういうふうな考えでございまして、解放するについても、重要な帳簿をかかえておられますから、だれかが在庁をしなければ、不時の事態があった場合に帳簿の保管等についても安全を期するわけにはいかぬ、かように考えまして、しかし一面、御承知のように、出張所長が実は寝泊まりをしておられるところが圧倒的に多いのでございまして、さような点で、おそろく大蔵省といたしまして、所長が不在であっても家族が在庁する関係から、従来十日の日直手当で、当面の問題といひます、不時の事態につきましては対処し得るのじゃないかという考え方ではなかったかと思ひます。

○鶴岡哲夫君 大蔵省にお伺ひしたいのですけれども、六十四日という数字を出された根拠をひとつ聞きたい。それから法務省のほうに伺ひたいのですが、どういふわけで土曜日が入らないのか、日曜と祭日しか入っていない。一年のうち六十四日という日曜、祭日だけです。土曜日の半日はどうしたかという点を聞きたい。

○説明員(赤羽桂君) 今回日直につきましては、この六十四日につきましては、これは宿直ではなくて日直という考え方でございまして、したがって、これは休日、祭日について積算しているわけでございます。

○説明員(池川良正君) 土曜の半日直の問題でございますが、御承知のように、人事院規則九一五一一という規定がございまして、その内容、第一条によりまして、土曜日はこれに相当する日に退庁時から引き続き宿直勤務を命ぜられた場合には、その勤務は、一回の勤務とする。つまり土曜半日と引き続いてその夜の宿直をいたした場合には、その勤務を一回の勤務とする。一回の勤務と申しますと、御承知のように、一日三百六十円支払う、こういうふうな規定がございまして、この規定で引続き宿直勤務を命ぜられた場合、こういうふうになっておりますが、法務局の予算の現状といたしましては、やはり土曜半日直と土曜日の晩の宿直も引き続いて勤務させるやうな命令を出さざるを得ないやうな状態でございます。さういふ取り計らいをやっておるのであります。しかし、これはただいま申し上げましたように、人事院規則にもさういふ規定がございまして、この問題は、単に法務局のみの問題ではなく、おそろく全官庁を通じての共通問題だろうと思ひております。

○鶴岡哲夫君 その土曜日の半日直の問題ですが、大蔵省は正規に土曜日の半日直を出している、それから人事院も正規に土曜日の半日直を出してありますから、この九一五一一という人事院規則もありませんけれども、一回の宿日直として命令しなければいけませんから、二回に分けてすればいいわけですから、大蔵省は正規に出している、人事院も出している。各省にお

てもそういうことが相当出ているわけ
です。特にこの法務省の場合におきま
しては宿直はできないわけですね、日
直だけなんです。それを日曜、祭日だ
け、土曜日はオミットというやり方
は、一線におる千四百千五百の出
張所の人たちがたいへんな苦勞をして
いると思うのです。今回人事院はこの
委員会におきまして、すみやかにこの
九一五一一という人事院細則、これ
を撤廃したいということを言っており
ます。撤廃したいということを言っ
ておられますが、した場合に、一体法務省
としてはこの金が出るのかどうなの
か。各省を聞いてみますと、大体出る
ようなことになっておるようですが、
これは大蔵省はどういうふうに出置さ
れるのか、その点をお聞きしたいので
すがね。

○説明員(赤羽桂君) たいだいまおあげ
になった点でございますが、土曜日の
半日直手当、この問題につきまして人
事院のほうで昨年の暮れでございまし
たか、判定があったと聞いております
が、それに基づきまして人事院細則の
改正があるのではないかと、このこと、
これは御承知であらうと思いますが、
まだそれがないようでございます。そ
れがなりました、正式に連絡なり通牒
なりが参りましたときには、それに
従って処理することになると思いま
すが、まだ一般事務屋のほうにはそ
ういった連絡が参っておりません。

○鶴岡哲夫君 そういうような撤廃に
なった場合には、大蔵省としては処置
する、こういうことですね。大蔵省が
処置をすれば法務省としてはできる、
こういうふうになるのでしょうか、そ
ういうわけですね。

○説明員(池川良正君) これはやはり
予算に關係する問題でございまして、
この規定が撤廃されますと、土曜の
半日直というものは当然やらなければ
ならないこととございまして、撤廃に
なった場合にどう対処していくかとい
うことは、大蔵省とも十分申し合
わせたいて考えております。

○鶴岡哲夫君 この一人おる出張所
ですね、一人庁というものの、約四百近
くありますね。そうすると、その一人の
出張所というところは、これは六十四
日の日直料が、出ていましても解放さ
れないですね。一年じゅうずっと家に
いなければならぬ。だれか三人庁か
四人庁か六人庁のところから来てくれ
ればいいでしょうが、しかし、旅費を
使って来れば金がかかるでしょうし、
非常に財政窮乏ののりから、よそから
来て解放するというわけにもいきませ
ん。そこら辺の処理について何か工夫
をしておられるでしょうか。これは何
といたしますか、国民の大切な権利を
扱っておるので、これをあげるわけに
いきませんでしようし、書類の受付
もあるでしようし、いつまでたっても
一年じゅう自分の働いておるところか
ら解放されないということになるわけ
ですね。

○國務大臣(植木庚子郎君) 三百数十
カ所におる一人庁の法務局出張所の
問題でございまして、これは全く私も
頭を悩ましておる問題でありまして、
實際そこにお勤務している者にとつて
は、私は人道上の問題とまで考えてお
るのであります。できますならば、私
の頭に描いておる理想は、一人に三人
くらいは少なくとも勤務できるように
役所に持っていくのが正当ではあるま
いかというふうに考えております。そ
ういたしませんと、今の一人庁のあり
方では、御指摘のとおり、たとえば本
人が病気で入院でもしなければなら
ぬ、それが長期にわたるような場合な
らば、隣接の多数おるところと連絡を
して、かわりの者に来てもらって事務
をとることができまして、一両日か三
日間とかいうことになりまして、なか
なか簡単にそれが参らない。そういう
しますと、せっかく役所がありながら
開店休業のようなありさまで、国民の
皆様にも非常な御迷惑をかけるよう
にもなります。したがって、私はどうし
ても構想としては三人庁くらいにして
いきたい。さればといつてこうした際
に公務員の数をどんどんふやすことが
適当かと考えますと、これまたなかな
か考えなければならぬ問題もございま
す。そこで、一つの方法として考えら
れるのは、現在のところ、三百数十か
所にわたる一人庁をできるだけ統合
することができないだろうかというこ
とがまず頭に浮かぶのであります。こ
の点につきましては、御承知のよう
に、近年町村合併等が行なわれまし
て、相当町村の数は減ったのにもか
わらず、出張所の数はその割合には減
っておりません。したがって、新しい町
村に対応するようにならうに出張所の統
合をやるのができないかというの
で、でき得る限り地元の方々の御了解
を得て、円満にこれを統合していこう
という努力をおささ怠りなくや
っております。これによって相当
数毎年減つてはおります。しかし、な
お、今申し上げるように、三百数十あ
るということでありまして、だから
この点については民間の方々の了解も

得なければなりませんし、あるいは関
係国会議員の方々の御了解も得て、な
お一そうこの方針を伸ばしていきたい
と思っております。

二段目の問題としては、御承知のよ
うに、今申す基本に返つて、定員を
きる限り大蔵省とも相談の上で、ま
た、各関係の了解も得て、特殊な事情
であるというのを理解願つて、そう
して定員の増加をはかつて参りたい、
こう思ふのであります。いかに私が、
一人一庁が、場合によつては当該職員
の人道上の問題であると考えたと申し
ましたが、そればかりじゃございませ
ん。一人であるがために、相互監視と
いいますか、お互いに事務をとる上
において、間違ひが複数であれば矯正
できる場合でも、単数であるがために
い間違ひが深く入るまでわからず
しまふということもあり得るのであり
ます。こういう点からもよほど考えな
ければならぬ問題だと、かように私は
考えておる次第であります。

○委員長(河野謙三君) 鶴岡君に申し
上げます。ただいま福井矯正局参事
官、須田矯正局保安課長が説明員とし
てお見えになりましたから、御質問願
います。

○鶴岡哲夫君 今の問題に少し関連し
た問題がありますから、それをまず終
わつてからというふうに思いますが、
現実問題といたしまして、長い伝統の
ある役所でありまして、直接まあ国民
と接触をしているという一人庁、二
人庁というところ、これを統合する
というふうにいたしましたも、なかなか
これはむずかしい問題だというふう
にも思ふわけですね。ここがなくなり
ますと遠いところまで行かなければならぬ

ということですからして、それだけに
統合というのは非常にむずかしいとい
うふうに思いますが、まあ人員をふや
していくということも努力していかな
ければならぬと思ひますけれども、
いづれにしましても、現実問題とし
て、一人庁なり、二人庁なり、三人庁
なりに勤めておる人が、宿日直なり、
昼夜を分かたず仕事に携わつていな
きやならないという実情ですね。これ
はどうも否定できないわけですね。で
すから、その現実をどういうふう
に解決しなければならぬのじゃな
らうか、その努力が前はゼロであつた日直とい
うのが十日になり、さらにその十日が
六十四日になったという努力として現
われていまして、まだまだ現実問題とし
て、大切な権利を後生大事に一年
じゅう背負つておらなければならぬ
という仕事に携わつておるわけだ
ね。その実情から見ても、何らかのや
り厚い手当をしなければならぬのじ
やなかろうかと思ふのですけれども、そ
の点はどういうふうに考えていら
っしゃるか伺いたいと思ひます。将来の
問題は別として、現実問題としまし
て。

○國務大臣(植木庚子郎君) 現実問題
といたしましては、ただいまも御承知
のとおり、ここ近年ゼロであつたもの
が十日間の予算計上が認められた、今
回はそれが六十日間の予算が認めら
れるというふうになってきております
のは、われわれ職におる者といしま
しても、この実情を見るに忍びないも
のですから、それで財政当局とも打ち
合わせまして、予算のやりくりをし

○鶴園哲夫君　まあ今回六十四日という日直が出たということによって、私もどもとして見てみますと、もっとやは

り現実問題として手当をすべきじゃないかというふうに思うわけなんです。よ。まあ少しばかり意地悪く言うなら

ば、前はゼロじゃなかった、十日だったのに六十四日になったと、その差額を払わないのかということをお願いしたくなるですね。そうもいきませんが、しかし、いづれにいたしましても、もっとやはりすみやかな前進をはかってもらいたいということをはっきり要望申し上げておきたいと思いますが、そこで六十四日ふえたということで、実は六十四日ふえたのだけれども、そのふえ方に少し問題があるというふうに思うわけです。というのは、六十四日ふえたけれども、その半分は従来あった超勤を、超過勤務手当を振りかえて

の健康にして文化的生活を有するとい
う条文からいたしますと、これは少し
おかしいのじゃないかというような点
も出て参るわけでございます。二人に
なるとやや楽になるわけでございます
が、理論的にものを考えますと、どう
もはっきりと割り切れておらない点が
ございます。今回日直手当等にいたし
ましても、まあ六十四日分に増額して
おるわけでございますが、われわれと
いたしましては、これで全部登記所関
係の待遇改善というものは割り切つ
たつもりではないわけであります、今

な点との均衡をとりながら、今後さらに検討を続けて参りたいと思います。

○鑑園哲夫君　せっかく六十四日にや
やされたが、その中の三十二百分は足
りない足りないと言われておる超過勤
務手当を削って持っていた。一人庁
の例を言われましたが、私は一人庁が
一番困っていると思います。しかし、
六人庁以下出張所は全部こういう処置
を受けております。そうすると、千五
百近くある出張所の中の圧倒的なもの
はこういう処置を受けております。忙
しくてどうにもならないところ

○説明員(赤羽桂君) 今回の三十七年度予算編成によりまして、登記関係の事務処理の適正化と申しますか、迅速化というものは、まあ非常に私たちはいろいろ検討をいたしたわけでございますが、先生からも御指摘のございましたとおり、この登記所の出張所の一人庁、二人庁、三人庁と申しますのは、非常にその勤務形態と申しますか、特殊でございますして、あまりほかの官庁にも例がないような場合があるわけでございます。生活の本拠の場所と、勤務を行ないますところの場所が一体となっておると申しますか、まあとにかく結びついている。そういうったようなところで、どの程度の範囲まで正規の勤務時間であり、それ以上は時間外の超過勤務もしくは宿日直期間かというようなことも、理屈では一応割り切られるわけでございますが、実際問題としては、ほかとの権衡を考えます場合に、なかなか問題が出て参るわけでございます。先生もおっしゃいましたとおり、一人の場合にたとえ給料をやり、宿日直の手当をやり、超過をやっても、なおかつ、どうも少し憲法

後さらにこの問題につきましては、機構的にと申しますか、現実の問題として、出張所、ただいまお話が出ましたように、一人庁というようなものではなくて統合していったほうがいいんじゃないかということを考えるわけでございます。現実の問題として、二〇二二、三年、そういった小さな出張所の数は統合されてきておるような統計になっております。しかしながら、出張所の統合ということは、法務省におかれましてはだいたいが苦勞されておるようであります、理屈どおり簡単に合わせるということとはなかなかむずかしいと思っておるわけでございます。大蔵省といたしましては、そういった点を進めていただくということをお願いいたしますと同時に、こういう特殊な勤務形態の職員に對しましては、ほかの一般通常の官庁で適用されておりますような手当類の考え方をそのまま持つてくることは必ずしも適当でない部分が多うございます。こういった点につきましてはほかにも若干例がございます。燈台の職員なんかも若干例がございます。そういったよう

が一ぱい出てきておるのに、超過勤務手当を削って持っていくという行き方う。私はどうにも筋が通らないと思う。超過勤務手当をふやしていくという努力をなさり、その宿直料の問題についても増加していくという努力はある。ではなはだ筋の通らないやり方をされる。ですから私は、こういうやり方については、これは予算の大きな見地から見、あるいは国の大きな政治の見地から見れば小さな問題であります。個々の職員にとってみますと非常に重要な問題であります。しかも当委員会においては、こういう公務員の諸手当について論議しなければならぬ委員会でもありますので、ぜひこういうことにならないように、すみやかにひとつ善処を願いたいと思いますがね。

私は宿直料も払うべきだという見解を持っているわけです。それは一人庁のところもありますし、二人庁、三人庁のところもありますけれども、少なくとも宿直料も何らかの宿直料というものを見るべきじゃないか。実際考えてみまして、事務所と部屋とが隣り

【参議院】

【参議院】

1

一九

でことし六十四日分ふやしたというふうな進み方、しかし、それにしまして、その六十四日分ふえたけれども、そのうちの三十日分は、従来の超過勤務手当を削って持っていたのだ。そうしてそういうところにいる人たちは、一年じゅう仕事を背負っておらなければならぬ。庁舎と一緒で、仕事を背負っていかなければならぬということとは、なみなみならぬつらいことだと思ふ。そこに持ってきて、渡し切り費というものが、四年ほど前に人事院が出した数にはるかに及ばないというふうな処遇をされるということはどう見ましても適當ではないというふうに思ふわけです。そこで、今法務省のほうで一万七千八百八十二円程度というものを出しておられますが、大蔵省としては、いろいろな諸点を御勘案をして、一万三千円というのがよろしい、という判断を立てられたようであげますけれども、総体的に考えてみまして、こういう、そもそも三年前、四年前に人事院が判定した程度のことは処置してしかるべきじゃないかというふうに思いますけれども、そこら辺について、今後大蔵省としての善処を望みたいと思います。見解を一応承っております。

○説明員(赤羽桂君) 登記所の出張所の分は、きわめて勤務人員が少ない特殊なものにつきましては、先ほど申し上げたかと存じますが、渡し切り費でございいますとか、それから宿日直、超勤等の問題、総合して今後も検討いたして参りたいと存じます。ことしは実は私ら事務局の考えを申しますと、非常に登記関係の経費につきましては勉強いたしましたつもりでございいますが、ま

あなかなか非常にむずかしい割り切れない点がございます。先生も御指摘になるとおり、御不満な点もあるかと存じます。われわれといたしまして、もちろん不十分なことと思ひますけれども、今後さらにこういった点につきまして、今後理論的にも実際のにも割り切ることにいたして参りたいと存じます。

○**國園哲夫君** 次に、登記簿と土地台帳家屋台帳、これを一元化するといふ仕事、さらに従来あつた坪数で計算しておつた土地建物こいうものをメートル法に変えていくという大きな仕事、それらについて臨時職の職員を雇つてやつておられるようであります、どの程度雇つてやつておられるのか、臨時職ですね。

○説明員（池川良正君） 現在採用しております臨時職の職員は、四百六十名ぐらいでござります。

○鶴岡哲夫君　それで、この仕事は三年計画というようなことでお進めになるようでありますが、逐次経験を積み、あるいは熟練を積み、知識をふやしていく、そういう中で、一年、二年というふうに通務する人たち、そういう人たちは、これはやはり定員化していくべきじゃないかと思うのでございますけれども、さらにまた、先ほど来問題になっておりますように、法務局に通務する人たちというのがどうも仕事をしていやるし、いやがるといふことが逃げていく、また、非常にじみじみした仕事でありますし、処遇等との面においてもなかなか長いこと、言うならば冷遇されているような形になっている。その意味で今こういうような仕事を非常に大量の仕事になるわけですが、そう

いう場合に、こういう人たちを雇っていかれる場合に、一年、二年というふうに勤務していく中で定員化していく気持はないか。これは行政管理局の方針からいいにしても、政府の方針からいっても、これは一年以上引き続いて勤務する者については、そういう措置をとるべきだと私は思うのです。また、そういう中から熟練した者、経験を積んだ者、知識を積んだ者を採用されるということが非常に適当な方法ではなからうかと思うのですけれども、その点についての意見を承っておきます。

○説明員 池川良正君）現在登記簿台帳一元化に従事しております臨時職員四百六十人ばかりでございますが、これらにつきましては、御承知のように、正規に国家公務員として採用するためには、公務員の試験に合格しておらなければならぬという建前になっております。ところが、これらの臨時職員は、一部におきましては、国家公務員試験に合格している者もございますが、大多数は国家公務員試験に合格をしておりません。しかしながら、これらの人たちに対しては将来の希望を与える、かような意味から定員に欠員が生じた場合には、国家公務員試験に合格しておらない者でございますけれども適当と認める者については、また、本人の意思も尊重しながら、人事院の特別の承認を得まして、そして定員の中に組み入れていっている、これが現状でございます。

○鶴岡哲夫君 どうも時間が少し過ぎまして恐縮なんですけれども、今の問題、こういう人たちこそ定員内に繰り入れるという方針に合うのじゃない

ですか。一年以上引き続きですから、次員があったからというような処理ではなくて、定員化するというようなあの方針に沿って、おやりになってしかるべきじゃなかったかと思うのです。が、どうもそのようになっていないように思いますけれども。

○説明員 池川良正君） 従来、私どもの登記簿台帳一元化の構想といたしましては、十年間にこれを完成する、こういう考え方でおります。三十五年から始めましたから四十四年一ぱいには大体終わる、こういう構想を持ってお

が、一年に満たずして他の方面に転出するという者も相当ございますので、ただいまのところ当初申し上げましたような方法でもって、従事している方の将来というものは救っていただけることとができておられます。

○國園哲夫君　確かに一年あるいは二年くらいでほかに転出されるという人もおられるわけで、しかし、この出張所から隣りの出張所に移しかえてやっていくという手段もあるわけでして、ぜひ今のような処置を要望いたします。

次に、監獄の問題ですが、監獄につきましては二交代制と三交代制とあるんですが、二交代制を方針としていけるのか。二交代と三交代の割合はどういうふうになっておるかという点にちょっと伺っておきたい。

〔説明員 福井清君〕 形務所の職員は、勤務体制と申しますか、勤務時間の状況は、いろいろな種類がございますが、まず大まかに分けますと、日勤職員と昼夜勤職員というふうな種別になっております。いわゆる二部制とか三部制とか言われます勤務体制は、いわゆる昼夜勤務者に対して行なう制度でございます。現在刑務所ではその昼夜勤務の勤務者はどんな体制でやっておるかとお申上げますと、それは二部制でございます。したがって、実例を申し上げますと、朝八時半に出まして翌日の八時半まで二十四時間勤務いたしまして、そうして一日の非番をするということで、そういう体制で甲番、乙番という昼夜勤務者が交替にやっておるいわゆる二部制でございます。日勤職員は大体日勤だけをやる勤務でございますが、これには二つの種

類がありまして、早出の勤務者とおそ
出の勤務者とに分かれておりますが、
これは朝早く出るかおそく出るかの相
違でございます。それを総合して申し
上げますと、それが三部制でございま
すが、そうでなくていわゆる問題点は
昼夜勤の勤務のことだと思つてござ
います。現在やつておりますのは二部
制でございますが、二部制をやつてお
りましてもおかつ刑務所は独特の生
活場面でございますので、収容者が二
四時間おりますために、週休と申しま
すか、日曜に当然休むべきであります
けれども、収容者の行事は相当教化そ
の他の手段を行ないますので、出勤し
なければならぬといふことのため
に、二部制をやつていながらなお休日
勤務というやうなものまでやらなけれ
ばならない実情でございます。そのた
めに事実問題といたしましては、相当
苛酷な状況になつておる場面ござい
ます。たとえば今のごとく非番を当然
もらわなければならぬのに、場合に
よつては非番の居残りをやらせるとい
うやうな実情もございます。それらの
実情ではあまりに苛酷であるといふこ
とで、ここ数年前から幸いに収容人員
が現在減つておる現状にもかんがみま
して、何とか三部制はとれないものだ
らうかといふことで、行政指導の面
で、各施設に呼びかけまして、三部制の
実施、それから週休制の履行、それから
非番居残りの解消、それから居残り料
の一〇〇%支給というところを目標に
勤務体制の合理化をはかるようにや
つて参つてきておるのであります。

最近の実情を申し上げますと、数年
前まではいわゆる週休といひますか、
休日に休む率は一カ月のうちにせいぜ

い一日がよくて二日というくらい週
休しか取れなかつた。休日が取れな
かつたものが最近では大体三日程度に
まで、一月のうちに三日くらいは休
みの日がもらえるやうな状況になつて参
りました。それから今の三部制の点で
ございまして、実際に今三部制をとつ
ておる施設はほんの数えるくらいしか
まだございません。せいぜい二、三カ
所を数えておるにすぎないと思いま
す。そういう実情でございますが、私
たちといひましては、現在二部制の
要員、いわゆる甲番、乙番と申しま
す人員の三分の一を増員いたします
れば、簡単に三部制は実現できる理屈で
ございまして、しかしながら、一面につ
いては収容者が相当減つておるとい
う実情、国家のいふんな財政上の問題も
ございまして、刑務所において現在そ
ういふ無条件の増員をはかるといふこ
とは諸般の事情から困難であるとい
ふに考えられますので、極力勤務
配置の合理化あるいは勤務方法の合理
化といふやうな点に重点を置きまし
て、そして可能な限り現在の人員の中
で三部制ができやしないかといふこと
で、極力研究を重ねているわけでござ
います。施設によつては、今申し上げ
しましたように、一、二の施設で辛うじ
て三部制を実施しておるといふ程度で
ございまして、なお、私たちの研究が
足りませんせいもございましてくれ
ども、強力な行政指導と今後の勤務配置
の合理化等の研究によりまして、ぜ
ひとも夜勤勤務者の三部制だけは実施し
たい。そして可能な限り週休制の完全
実現まで参りたいといふことで、ここ
数年間努力しているつもりでございま

す。現在のところでは、まだその実情
には達しておりません。
○鶴岡哲夫君 これだけにきょうはし
ておきます。

それは、保護観察所四十九カ所あり
ますね。各県に一つあるのだというこ
とになりまして、この保護観察
所、各県に大体二十名前後おられる人
たちの労働条件が非常に悪いようです
ね。これは仮出所あるいは出所した者
あるいは少年保護院に入るやうな人た
ちの家庭訪問なり指導なり、いろいろ
なことをやつておられるのであります
が、一県に大体二十名前後、この人た
ちがどうも勤務条件が悪いようです
ね。一体この超過勤務手当なり、ある
いはそういうやうなものの手当が実情
に見合つていのかどうか。どうも日
曜日、土曜日の出勤も多いようです
し、というのは、司法大臣が任命して
おります保護司との連絡会議やそうい
うものは土曜、日曜日に持たれるとい
う関係で、非常にこれは勤務条件と
して悪いようですね。そういう点につ
いての実情に諸手当が合つてゐるかど
うかといふ点をひとつ伺いたいと思ひま
す。

○政府委員(津田実君) ただいまの点
につきましては、保護局の職員が参つ
ておりませんので、参りましてからお
答へ申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 本件に対する
質疑は、本日はこの程度にとどめ、こ
れにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

昭和三十七年三月二十八日印刷

昭和三十七年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局